

平成 17 年 9 月 26 日
企画部企画課

情報公開制度の概要 ～練馬区ホームページより抜粋～

情報公開制度とは、一般に、住民からの請求に応じ、行政機関等にその管理する情報の公開を義務づけるとともに、住民に情報の公開を請求する権利を付与する制度をいいます。

練馬区における情報公開制度は、公文書の公開について、区民等と区の権利義務関係を規定する公文書公開制度のほか、各種の情報公表施策や情報提供施策を強化し、両者が相互に機能することにより、充実を図っています。

この制度は、練馬区情報公開条例(以下、「条例」といいます。)および練馬区情報公開条例施行規則(以下、「規則」といいます。)に基づいて運営されています。概要は、以下のとおりです。

1 情報公開制度の実施機関

(1) 執行機関・議会

実施機関とは、練馬区において情報公開制度を実施している組織で、執行機関(区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会)と議会をいいます。

なお執行機関とは、地方自治法にもとづき、独自の執行権限を有し担任する事務について、意思を自ら決定し、区の外部にあらわすことのできる組織をいいます。

2 公開の対象となる公文書

ここでいう公文書とは、つぎの要件に該当するものです。

- (1) 文書、図画、写真、フィルムおよび電子・磁氣的記録
- (2) 実施機関の職員が、職務上作成し、または取得したもの
- (3) 実施機関が管理しているもの

「公文書」には、事案決定手続を行うときに作成される起案文書や供覧文書などのほか、説明資料、図画、写真などの添付文書も含まれます。

「実施機関の職員」とは、区長や行政委員会の職員のほか、実施機関が指揮監督を行うすべての職員のことであり、附属機関の委員や非常勤の特別職の職員なども含まれます。

「職務上作成し、または取得したもの」とは、職員が自己の職務の範囲内にお

いて事実上作成し、または取得したものをいい、内部の文書上の事務手続が完了していなくても公開の対象となります。

「実施機関が管理しているもの」とは、現に保管や保存がされている公文書のことであり、これには、保存年限が過ぎても現実に保管されているものや、会議録作成のために使用された録音テープで保管されているものなども含まれます。

3 公文書の公開請求権者

どなたでも、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができます。

4 公開請求の手続

公文書の公開を請求する手続は、条例第6条に定められており、請求者は、公文書公開請求書に必要な事項を記入し、受付窓口である区民情報ひろば（情報公開課）に提出することになっています。

条例および規則に定める公文書公開請求書の記載事項は、つぎのとおりです。

- (1) 請求者の氏名、住所また法人等にあつては、代表者の氏名ならびに事務所の所在地
- (2) 公開請求をしようとする公文書名を特定するために必要な事項
- (3) 公文書の公開方法（閲覧か写しの交付か）の区分

5 非公開情報および公文書の公開義務

条例第7条第1項各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公文書を公開しなければなりません。つぎの(1)から(6)までに掲げる情報が、非公開情報です。

- (1) 個人に関する情報で特定の個人が識別され得るもの

ここで、「個人に関する情報」とは、つぎのものをいいます。

- 1) 氏名、性別、生年月日、住所、国籍、本籍などの戸籍的事項に関するもの
- 2) 学歴、職業、地位、賞罰、家族構成などの経歴や生活に関するもの
- 3) 健康状態、病歴、障害の有無などの心身の状況に関するもの
- 4) 所得、資産状況などの財産の取得・処分に関するもの
- 5) 学業成績、資格、思想、趣味、宗教などの能力および信条に関するもの

ただし、個人に関する情報であっても、公表することを目的として作成や取得が行われたものや、法令の規定による許可などに際して作成された

もので、公開することが公益上必要と認められるものについては、知る権利を保障する立場から公開することになっています。また、公務員の職務遂行情報についても、区の説明責任を果たす意味から公開することとなっています。

- (2) 法人や事業を営む個人などに関する情報で、公開するとその法人や個人に対しその利益を害すると認められるもの

ここで、「利益を害すると認められるもの」とは、つぎのような情報のことです。

- 1) 製造工程、原材料の種類、機械の利用方法などの技術上の秘密に関する情報
- 2) 取引先、営業方針、単価などの営業活動上の秘密に関する情報
- 3) 負債内容、借入金返済能力など法人等の信用力に関する情報
- 4) 法人内部の人事、経理など、専ら法人等の内部に関する情報
- 5) その他、公開すると法人等の社会的評価等を害するおそれのある情報

ただし、法人等の情報であっても、人の生命や健康を損なうおそれのある事業活動に関する情報や、違法または不当な事業活動による被害から区民を保護するため公開することが必要と認められる情報については、非公開とすることができないことになっています。

- (3) 公共の安全等に関する情報

ここでは、公にすることにより、情報提供者や被疑者等の生命、身体等の保護に支障が生じたり、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報が記録されているものをさしています。

- 1) 捜査関係事項照会書および回答書など
- 2) 施設の警備委託仕様書
- 3) 家屋および施設の平面図など

- (4) 審議、検討および協議に関する情報

これは、実施機関ならびに国および他の地方公共団体の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあるもの、特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれのあるもの、または不当に区民に誤解や混乱を与えるものが該当します。

- 1) 審議中の事案などで、公開すると区民に誤解や混乱を与えるおそれのあるもの

- 2) 会議や意見交換の記録などのうち、公開すると自由な意見交換が妨げられるおそれのあるもの
- 3) 事務事業の企画、検討のために収集した資料のうち、公開すると今後の資料収集が困難になるおそれのあるもの
- 4) 審議中の土地の購入計画や訴訟の処理方針など
- (5) 事務または事業に関する情報

これは、実施機関または国もしくは他の地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他その事務または事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、以下のものが該当します。

- 1) 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれのあるもの
 - ア 食品衛生法違反事案経過調書や建築基準法違反事案調査書
 - イ 実施前の試験問題など
- 2) 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、国または地方公共団体の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれのあるもの
 - ア 実施前の入札予定価格
 - イ 訴訟等の処理方針など
- 3) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのあるもの
 - ア 職員給与実態等統計関係書（総務省のラスパイレル指数公表時まで）など
- 4) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - ア 職員勤務評定記録
 - イ 異動対象者調査票
 - ウ 管理職選考勤務成績評価など
- (6) 法令の規定により公開することができないもの

この「法令」とは、法律、政令、府令、省令、条例、規則などをいい、国などからの通知、通達などは含まれません。

法令の規定により公開できない情報にはつぎのようなものがあります。

 - 1) 印鑑登録原票その他印鑑登録証明事務に関するものなど明文の規定により公開が禁止されているもの。ただし、個人情報保護条例における自己情報の開示請求の対象となります。（例：練馬区印鑑条例第21条、22条）

- 2) 指定統計の調査票など、目的外の使用が禁止されているもの（例：統計法第15条）
- 3) 地方税法などの個別法令により、職員が、職務上知り得た事項について守秘義務が課せられているもの（例：地方税法第22条）

6 公益上の理由による裁量的公開

実施機関は、公文書の中に前記のような非公開情報（(1)から(5)）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、その公文書を公開することができます。ただし、その場合は、その旨を練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会に報告しなければなりません。（条例第9条）

7 公開・非公開の決定および期限

条例第11条では、実施機関は、公文書の公開請求があったときは、その公開決定等に関して書面により通知しなければなりません。また、その期間としては、条例第12条に公開請求があった日の翌日から起算して15日以内に行わなければならないと定めています。

しかし、やむを得ない理由により、15日以内に公開諾否の決定ができないときは、30日（第三者に意見書を提出する機会を与えたときは60日）を限度としてその期間を延長できるようになっています。そして、このやむを得ない理由には、請求された公文書の量が膨大で公開諾否の判断に相当の日数を要する場合や、公開の諾否に関し実施機関以外の者に意見を聞き慎重に判断する必要がある場合などが考えられます。

また、請求された公文書の全部または一部を非公開と決定したときは、書面によりその理由を明記して請求者に通知しなければならないことになっています。これは、当該非公開の決定が、請求者に対する不利益処分であることから、特に、実施機関に義務付けられたものです。

8 救済の手続

条例第1条の「公文書の公開を請求する区民の権利」とは、区の公文書に関して情報公開を求める権利を明らかにしたものです。これにより、条例に規定した非公開情報に該当しない公文書について請求権者から公開を求められた場合には、これに応ずる義務が、実施機関に生じることになります。

そして、請求権者は、請求した公文書の全部または一部が非公開と決定され、その処分に不服があるときには、行政不服審査法に基づく不服申立て（異議申

立て)や行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟が提起できることになっています。

非公開や部分公開などの処分に対し、請求者から不服申立て(異議申立て)があった場合、実施機関は、当該処分の是非について「練馬区情報公開および個人情報保護審査会」に諮問し、その答申の内容を尊重して、当該不服申立てに対する決定を行うことになっています。

この審査会は、非公開などの処分に対して不服がある場合、請求者が救済を求める手続を適正に保障し、不服申立てに対し公平かつ客観的で、しかも統一した判断を行うことにより、公文書の公開を求める権利を実効性のあるものにするために設置されたものです。

なお、この審査会とは別に、情報公開制度に区民の意見を反映し、また、専門的な知識や経験を活用して、この制度を適正かつ円滑に運営するための審議を行う機関として、「練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会」が設けられています。

9 閲覧手数料等

条例第16条は、「この条例の規定による公文書の視聴または閲覧については、無料とする。」と定めて、公開請求者に閲覧手数料の負担を求めないこととして、情報公開制度を区民にとって利用しやすいものとしています。

閲覧手数料を徴収する制度を採用している自治体もありますが、練馬区では、「区政への区民参加の推進」や「区民の信頼の確保」を図るという、この条例の趣旨から、閲覧手数料は無料としています。

しかし、公開請求者に交付する公文書の写しの作成費用(原則A3判以下黒単色刷り1枚につき10円)と写しの送付に要する郵送料については、実費負担の原則によって請求者の負担となります。

10 情報公開の総合的な推進

区は、公文書公開請求に基づく公文書公開制度のほか、情報公表施策および情報提供施策の充実を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めることとしています。

実施機関は、従来から所管する事務事業を円滑に執行するために、自主的に、あるいは区民からの求めに応じて、必要な資料等を区民に提供してきました。

さらに、本条の情報公開の総合的な推進に関する区の責務の趣旨を踏まえて、区ホームページを利用するなどの「情報公表や情報提供」、また「附属機関の会議の公開」および「出資法人等の情報公開」を積極的に進めています。